

神山町定員管理計画
(令和 8 年度～令和 12 年度)

令和 8 年 3 月

神山町

1. はじめに

国においては、平成26年9月にまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)が制定され、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」が策定されるとともに、5か年の目標や施策の基本的な方向等がまとめられた「第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が制定され、人口の減少や東京圏への人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持する取り組みが進められた。令和元年12月には「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」、令和3年6月には個別施策等の今後の対応方向をとりまとめた「まち・ひと・しごと創生基本方針21」が閣議決定され、地方創生の動きの更なる加速が進められている。

本町においても、2015年12月に「いまやるべきこと」と「いまできること」が重なり合った神山町の総合戦略「まちを将来世代につなぐプロジェクト」を策定(2026年1月に第3期計画を策定)したほか、2020年5月に「テレワーク実施要綱」と「時差出勤制度に関する要綱」を制定し、ワークライフバランスを推進し、職員一人一人が能力を十分に発揮できる組織体制の強化を目指しました。今後も限られた予算と人員の中で、引き続き持続可能で安定的な行財政運営が進められるよう中長期的な視点での行政サービスの内容と業務量に応じた適正な職員配置と計画的な定員管理を行うとともに、職員一人一人が新たな課題や困難な課題に取り組める組織体制の強化を図る必要である。

2. これまでの取組状況

本町のこれまでの取り組みについては、平成27年4月から令和2年3月までの5年間を計画期間とした「かみやま行財政集中改革プラン」と令和3年4月から令和8年3月を計画期間とした「神山町定員管理計画」を策定し、業務の見直しによる組織の統廃合や指

定管理、民間への業務委託などを進め、職員数の適正化を図ってきたところである。

しかしながら、本町の取り巻くさまざまな状況の変化に伴い、新規事業や新たな働き方などにより、当初の計画における職員数での業務対応が困難となったため、新たに「神山町定員管理計画」を策定し、当初計画の見直しを図ることとした。

3. 目標

① 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

② 対象職員 正規職員、再任用・暫定再任用職員とする。

③ 職員数の推移

		職員数（人）					対前年増減数（人）			
		R3	R4	R5	R6	R7	R4	R5	R6	R7
町 長 部 局	総務課	11	12	13	13	－	1	1	0	－
	総務危機管理課	－	－	－	－	7	－	－	－	－
	まちづくり戦略課	－	－	－	－	7	－	－	－	－
	住民課	8	8	10	8	8	0	2	▲2	0
	健康福祉課	12	10	12	15	14	▲2	2	3	▲1
	税務保険課	10	11	12	12	10	1	1	0	▲2
	産業観光課	8	7	7	6	8	▲1	0	▲1	2
	建設課	11	12	10	10	10	1	▲2	0	0
	出納室	2	2	2	2	2	0	0	0	0
	広野支所	2	2	2	2	2	0	0	0	0
	下分保育所	7	7	8	7	7	0	1	▲1	0
	広野保育所	10	9	8	9	8	▲1	▲1	1	▲1

	地域包括支援センター	4	3	2	2	2	▲1	▲1	0	0
	環境センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	85	83	86	86	85	▲2	3	0	▲1
教 育 部 局	教育委員会事務局	8	8	8	9	8	0	0	1	▲1
	給食センター	2	1	1	1	1	▲1	0	0	0
	公民館	1	1	1	1	1	0	0	0	0
	小 計	11	10	10	11	10	▲1	0	1	▲1
議会事務局		1	1	1	1	1	0	0	0	0
農業委員会事務局		2	1	1	1	1	▲1	0	0	0
合 計		99	95	98	99	97	▲4	3	1	▲2

(再任用・暫定再任用職員を除く)

④ 再任用・暫定再任用職員の推移

	職員数 (人)					対前年増減数 (人)			
	R3	R4	R5	R6	R7	R4	R5	R6	R7
再任用フルタイム職員	4	2	4	0	0	▲2	2	▲4	0
再任用短時間職員	2	1	1	0	0	▲1	0	▲1	0
暫定再任用フルタイム職員	—	—	0	1	0	—	—	1	▲1
暫定再任用短時間職員	—	—	0	1	1	—	—	1	0

⑤ 計画目標

(1) 正規職員

今回の計画目標は、定年延長なども踏まえた上での数値とし、本計画に沿った取組を進め、事業の見直しによる行政事務の効率化を実施し、可能な限り職員の削減に努めるとともに、幅広く活躍できる人材育成に努めるものとする。

	R8	R9	R10	R11	R12	R8 と R12 の比較
職員数	99	99	99	99	99	+0
採用予定者数	2	1	1	1	1	
退職見込者数	1	1	1	1	1	
増減数	+2	0	0	0	0	

(2) 再任用・暫定再任用職員

再任用を希望する職員は、できる限り任用することとし、職員として培ってきた多様な専門的知識や経験を積極的に活用することとする。

なお、再任用・暫定再任用職員の任用目標は次のとおりとする。

	R8	R9	R10	R11	R12	R8 と R12 の比較
再任用フルタイム職員	0	1	1	2	2	+2
再任用短時間職員	0	0	1	1	2	+2
暫定再任用フルタイム職員	0	0	0	0	0	0
暫定再任用短時間職員	1	1	1	0	0	▲1
合 計	1	2	3	3	4	+3